

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

24時間
いつでも
申請可能!!

電子申請のご利用をお勧めしています。

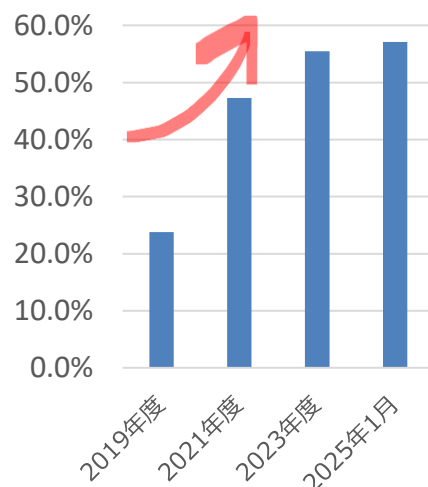
来所による届出・申請は、16時までの提出にご協力ください。

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、来所による届出・申請は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、16時までに提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

電子申請利用率



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

- ◇ **電子申請なら、24時間、365日いつでも申請できます**
窓口での提出の際に生じるような待ち時間はありません。
(ただし、返戻には、お時間をいただくことがあります。)
- ◇ **個人情報紛失のリスクがありません**
個人情報保護の観点から安全性が高まります。
- ◇ **時間と費用を削減できます**
来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかかりません。
- ◇ **希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接交付することができます**



電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/#Tab2>

<参考マニュアル>

・事前準備ガイドブック



・労働保険の電子申請説明動画



・雇用保険関係手続き電子申請のご案内



雇用保険電子申請アドバイザーを利用しませんか？

電子申請を開始するために必要となる初期設定等をお手伝いします。
専門的知識がある社会保険労務士が訪問（山口県内に限る）します。
社会保険労務士や事務組合の方もご利用いただけます。

【雇用保険電子申請アドバイザー派遣依頼書】

事業所名	
所在地（訪問場所）	
連絡先電話番号	
事業所担当者	

- ◇雇用保険電子申請アドバイザーの派遣をご希望の場合は、上記に必要事項をご記入し、最寄りのハローワークへご提出してください。
- ◇ハローワークへのご提出が難しい場合は、メールにて上記の必要事項を記載し下記メールアドレスへ送信ください。

メールアドレス **35denshi@mhlw.go.jp**

- ◇ご依頼後、雇用保険電子申請アドバイザー（社会保険労務士）から日程調整を行い、訪問します。

※ 詳しくはお近くのハローワークにお尋ねください。